

島の美しい環境を守るために!

自動車リサイクル法は貢献しています

クルマのリサイクル

処理が最も難しいとされる**3品目**を適正処理するために
クルマのユーザーのみなさんからリサイクル料金をご負担いただく
“**自動車リサイクル法**”が2005年1月からスタートしています。

リサイクル料金で処理される3品目



<シュレッダーダスト>
クルマの解体・粉砕後に
残るプラスチックゴミなど。



<フロン類>
カーエアコンの冷媒。オゾン
層破壊・地球温暖化の要因。



<エアバッグ類>
乗客を守る安全装置。安全
な処理に専門的技術が必要。

廃車の海上運搬を支援します!

離島対策支援事業

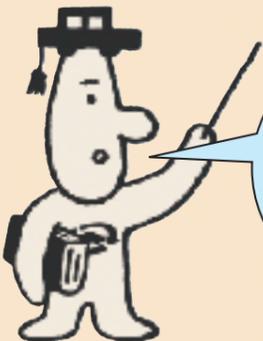
離島では使用済自動車(廃車)の適正処理に
本土と違い海上輸送費の負担が必要なため、
島内から廃車が搬出されにくく、①不法投棄や
②不適正保管(業者が事業所内に廃車を高く
積み上げる)が発生することがありました。



①不法投棄の例



②不適正保管の例



自動車リサイクル法
106条に基づく離島対策支援事業が、
離島から本土への使用済自動車の
海上輸送費用のうち**8割を支援***
しています。

*本支援事業は、全国の自動車ユーザーから預託
されたリサイクル料金のうち、フロン類の
再利用のためリサイクル料金が使われなかった
場合や中古車として輸出されリサイクル料金の
返還請求がない場合などに発生したお金で
実施されております。また、このお金は不法
投棄等対策支援事業にも活用されます。



(財)自動車リサイクル促進センター
<http://www.jarc.or.jp>

※皆さまがお住まいの島では、市町村が定めたルールにより支援事業が開始されています。
詳しくは、以下のお知らせをご確認ください。

お知らせ